

見附市教育委員会告示第15号

見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月26日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付要綱（見附市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市第2子以降1・2歳児認可外保育施設保育料軽減事業補助金交付要綱第1条中「第3子」を「第2子」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

（1） 第2子の児童 保護者が現に監護し生計が同一の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童が2人以上いる世帯で2人目の児童をいう。

第3条中「第3子」を「第2子」に改め、「児童であって、」の次に「利用する認可外保育施設において児童が複数人いる世帯であることを理由とする保育料の軽減措置を受けていない」を加える。

第6条中「補助対象児童に係る保育料相当額とする」を「次の各号に掲げる児童の区分に応じて、当該各号に定める額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

（1） 第2子の児童 保育料相当額と見附市保育料規則（昭和62年見附市規則第11号。以下「規則」という。）別表に定める各階層区分の額を比較して低い方の額の半額

（2） 第3子以降の児童 保育料相当額と規則別表に定める各階層区分の額を比較して低い方の額

第7条中「第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付申請書」を「第2子以降1・2歳児認可外保育施設保育料軽減事業補助金交付申請書」

に改める。

第8条中「第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付決定（却下）通知書」を「第2子以降1・2歳児認可外保育施設保育料軽減事業補助金交付決定（却下）通知書」に改める。

第9条中「第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業補助金交付請求書」を「第2子以降1・2歳児認可外保育施設保育料軽減事業補助金交付請求書」に改める。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「第3子以降1・2歳児認可外保育施設保育料無償化事業」を「第2子以降1・2歳児認可外保育施設保育料軽減事業」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。